下松市景観計画に基づく届出

下松市内で、一定の規模を超える建築・開発行為などを行う場合は、下松市景観計画に基づ く届出が必要です。

本計画の趣旨をご理解いただき、円滑な運用にご協力をお願いします。

- ●届出が必要な区域 市全域が対象です。
- ●届出は行為着手の30日前までに

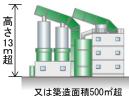
景観法により、市が届出を受理した日から原則30日を経過した後でなければ、行為に着手すること ができません。届出の手続などを行う上で不明な点などがありましたら、下松市建設部都市整備課ま で問合せ、事前相談を行ってください。

●届出が必要な行為

	行為の種類	届出が必要となる行為の規模など
建築物	・建築物の新築、増築、 改築又は移転 ・外観を変更することと なる修繕、模様替え、 色彩の変更	・高さ13m又は建築延べ面積500㎡を超えるもの【参考図1】 (・増築は、従前建築物全体が上記規模を超えるもので増築部分が10㎡を 超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの ・改築・修繕・模様替え・色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの
工作物	・工作物の新設、増築、 改築又は移転 ・外観を変更することと なる修繕、模様替え、 色彩の変更	・プラント等:高さ13m (第一種低層住居専用地域においては10m) 又は 築造面積500㎡を超えるもの【参考図2】 ・増築は、従前工作物全体が上記規模を超えるもので増築部分が10㎡を 超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの ・改築・修繕・模様替え・色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの ・鉄塔等:高さ15m (第一種低層住居専用地域においては10m)を超える もの【参考図3】 (・増築は、増築後の高さが上記規模を超えるもの ・広告塔類:高さ4mを超えるもの【参考図4】 「増築は、増築後の高さが上記規模を超えるもの
行開 為発	・都市計画法第4条第12 項に規定する開発行為	・開発面積1,000㎡以上 【参考図5】 色の塗り替えでも、



又は建築延べ面積500㎡超 【参考図1】



【参考図2】



【参考図3】



【参考図4】



届出が必要です

開発面積 1,000㎡以上

【参考図5】

●景観形成基準への適合

届出が必要な行為は、下松市景観計画に定める景観形成基準に適合する必要があります。

●「下松市景観ガイドライン」を作成しています

届出が必要な行為と景観形成基準を分かりやすく解説した「下松市景観ガイドライン」を作成して いますので、景観への配慮事項や必要な手続きを確認するための手引書として活用してください。 また、下松市景観ガイドラインとQ&Aについても、必ずご確認ください。これらは市都市整備課窓

口、市ホームページなどで閲覧できます。